

令和3年第6回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和3年6月29日(火)午後1時30分から3時

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	5番	千光士伊勢男
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(2人)

会長職務代理者	2番	野町 亜理
	6番	野村 勉

5. 出席農地利用最適化推進委員(8人)

安芸	渡辺	禎宏
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第5号	認定電気通信事業者の行う中継施設の設置について
報告第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第 8 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地利用配分計画について
議案第 9 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議案第 10 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 12 人です。欠席委員は、2 番野町亜理委員、6 番野村勉委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、8 番西岡秀輝委員、11 番面岡大作委員からは遅参の連絡がっております。

次に事務の概要報告をいたします。

5 月 31 日、6 月 25 日に、高知市で高知県農業会議常設委員会が開催され、弘井係長が出席しております。

6 月 4 日に、高知市でこうち農業委員会女性ネットワーク総会が開催され、野町会長職務代理、樋口委員が出席しております。

6 月 7 日に、安芸市担い手支援協議会総会が開催され、野町会長職務代理が出席しております。

6 月 16 日に、高知市で高知県農業会議総会並びに上期農業委員会会長・事務局長会議が開催され、内川会長、わたくしが出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に千光士伊勢男委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてですが、今回は 4 件届

出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内乙の6筆で、面積は全部で1,161㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山丙の2筆で、面積は全部で637㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり畑山丙の1筆で、面積は185㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口甲の12筆で、面積は全部で8,918.59㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は3ページです。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の6筆で、地目は田と畑で、面積は全部で3,322㎡です。

夫から妻への使用貸借権設定の申請で水稻、野菜を栽培しております。所在地につきましては、4ページの左に地図がございます。

高知県農協あき北支所の東の方にある土居西木戸集落の周辺に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各

号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては6月17日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北甲の1筆で、地目は畑で、面積は15㎡です。

売買による所有権移転の申請でミカン等を作付する予定をしております。所在地につきましては、4ページの右に地図がございます。

川北清水寺岡集落の南で、三谷川の北の山に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては6月14日に西岡秀輝委員、中平秀一、委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は福本隆憲委員、申請番号2番は西岡秀輝委員お願いします。

10番福本委員 6月17日に長野君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 6月14日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井) 議案第3号の農地法第4条申請について説明いたします。

今回は1件申請が提出されております。議案書は5ページをご覧ください。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、川北乙で、地目は田、面積は全部で118㎡、転用目的は公衆用道路の整備となっております。場所は6ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。中之橋の東詰めから天正山へ入ってすぐのところです。

現地確認については6月14日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にさせていただきました。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。現地写真で確認できますが、既に農地ではなく道路の一部となっており、始末書が提出されております。申請理由については、申請地奥にある植林用苗木の圃場を整備するために車両等が通行する道路が必要であるとのことで申請地を選定したもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、現地を確認した結果、公衆用道路として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側は申請人所有の農地、東側は公衆用道路、南側は山林となっております。西側は農地ですが隣地同意書が提出されております。雨水は勾配をつけ南の山林側に雨水排水溝を設置しそこへ流します。また、土羽をつくり周囲の農地への流入を防ぐ計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、西岡秀輝委員お願いします。

8番西岡委員 6月14日に弘井さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(弘井) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、東浜で、地目は田、面積は288㎡、転用目的は農業用倉庫の建築です。

場所は8ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は市民体育館北東にある農地となっております。現地確認については6月15日に野村勉委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、こちらは、農業振興地域の農用地区域内の農地となっております。

農用地区域内の農地につきましては原則転用不許可であります。農業振興地域整備計画の農用地利用計画で指定された用途である農業用施設用地として使用するという事で、農地法第5条第2項ただし書きの例外規定が適用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在、譲受人の親族の農業用倉庫が高規格道路建設に伴い移転する必要になったため、その移転先を自宅周辺で探していたところ、譲渡人と話がまとまり、申請地を選定したものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、土地売買に関する契約書及び権利消滅に関する契約書の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、農業用倉庫用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の北側及び西側は道を挟んで農地であります。隣地同意書が提出されていません。東側は農地がありますが、隣地同意書が提出されております。また、南側は高規格道路の予定地となっております。生活雑排水の処理は必要がなく、雨水は地中浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。なお、栃ノ木堰土地改良区から当該転用事業について異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内で、農用地区域内となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野乙で、地目は田、面積は131㎡、転用目的は太陽光発電パネルを設置するものです。

場所は9ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は赤野駐在所の北西にある農地となっております。現地確認については6月17日に栗山浩和委員、大野實委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第2種農地であると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線赤野駅から約340mの距離にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、申請地付近に住宅がなく、南側には太陽光発電パネルを設置した譲受人の土地があることが選定理由となっております。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写し及び融資証明資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネル設置用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の南側は譲受人所有の雑種地であります。北側及び南側は譲渡人所有の農地であります。東側は譲受人所有の雑種地と一部農地であります。隣地同意書が提出されております。雨水は地中浸透及び南側譲受人所有地に流す計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。なお、赤野土地改良区から当該転用事業について異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は渡辺禎宏委員、申請番号2番は栗山浩和委員、お願いします。

渡辺推進委員 6月15日に弘井君と野村勉委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 3番栗山委員 6月17日に弘井君と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第5号、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(弘井) 報告第5号の説明をさせていただきます。議案書は10ページをご覧ください。携帯電話の無線基地局を設置するものでありまして、農地法の許可は必要ない案件ですが、転用の完了の報告がありましたので現地確認を行いました。現地の写真もお配りいたしますので、ご確認ください。

所在地の地図は11ページをご覧ください。申請地は八ノ谷の集会所近くの農地となっております。

現地を確認した結果、転用が完了していたしました。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思ひます。

続きまして、報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は12ページです。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口乙の1筆です。地目は田で、面積は2,588㎡となっております。

当初は平成30年3月1日から令和5年2月28日まで5年間の賃貸借権の設定がされていましたが、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は13ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は667㎡です。水稻を栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの左に地図がございます。伊尾木の岡ノ東集落の東に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は1,183㎡です。

水稻を栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16ページの右に地図がございます。伊尾木のしまむら安芸店の東にある国道55号線沿いの農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,535㎡です。

ナスを栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は300,000円の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページの左に地図がございます。井ノ口国重集落の北で、井ノ口の上水道の水源地の西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で4,369㎡です。

葉タバコを栽培しており、貸借期間は7年間で、賃借料は10a当たり米3俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページの右に地図がございます。井ノ口葉タバコ生産組合協同乾燥場の南東にある井ノ口地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲、乙の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で4,859㎡です。

葉タバコを栽培しており、貸借期間は1年間で、賃借料は10a当たり米3俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページの右に地図がございます。井ノ口葉タバコ生産組合協同乾燥場の南東にある井ノ口地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で3,327㎡です。

ナス、水稻を栽培しており、貸借期間は2年間で、賃借料は無償の条件で更新する計画です。

申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,896㎡です。

ナス、水稻を栽培しており、貸借期間は2年間で、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号6番と7番の所在地につきましては、18ページの左に地図がございます。井ノ口高台寺集落の東の方で、県道高台寺川北線の北にある農地です。

申請番号6番と7番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に行いますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,121㎡です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は2年間で、賃借料は450,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページの右に地図がございます。県道高台寺川北線と県道安芸中インター線の交差点の北西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,970㎡です。

ナスを作付けする予定をしており、貸借期間は2年間で、賃借料は450,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。高知県農協あき北支所の北西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に

記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番と2番は内川昭二会長、黒岩榮之委員、申請番号3番から7番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号8番と9番は福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番と2番は黒岩榮之委員、申請番号3番から7番は小松昌平委員、申請番号8番と9番は入交大輔委員、お願いします。

黒岩推進委員 6月14日に長野君と内川昭二会長と確認してきました。説明どおり間違いありません。

小松昌平推進委員 6月15日に長野さんと大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 6月17日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第8号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書20ページになります。

報告第8号、農地中間管理法第18条第7項の農用地利用配分計画について説明いたします。今回は3件提出されております。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地3筆、地目は田で、面積は全部で4,450㎡です。ナスを作付する予定をしており、貸借期間は約15年間で、賃借料は10a当たり60,000円の条件で設定する計画です。このたび、5月20日付けで、高知県知事から借借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆、地目は田で、面積は1,437㎡です。ショウガを作付する予定をしており、貸借期間は約3年間で、賃借料は10a当たり30,000円の条件で設定する計画です。このたび、5月25

日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆、地目は田で、面積は2,193㎡です。ナスを栽培しており、貸借期間を約10年間から約17年間に延長し、賃借料を74,600円から157,896円に変更して設定する計画です。このたび、4月8日付けで、高知県知事から計画が変更されたことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と次の議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会の適正な事務の実施において、毎年策定し、公表する義務のあるものです。

議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。議案書は22ページからになります。

ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、それぞれ記載要領に基づいて令和2年3月31日現在の耕地面積や農家数等を記載しております。

次のページに行きまして、ローマ数字Ⅱの、担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっているところです。令和2年度は集積面積の現状維持を目標としておりましたが、実績としては前年より13ha減少しており、達成率が97.66%となり目標は達成していません。これにつきましては、毎月利用権設定期間満了が近い方に対してのお知らせの送付を行い、農林課と連携して様々な機会でも利用権設定の周知をしましたが、目標の達成はできておりません。

次に、議案書23ページ、ローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっているところです。令和2年度は新規参入の目標は農林課と協議の結果、5経営体としておりましたが、実績としては7経営体で、達成率が140%となっています。これにつきましては、市や農協のサポートハウス整備や担い手支援協議会を

中心とした新規就農者の確保・支援活動の成果だと考えております。今後も担い手支援協議会を中心として就農支援・フォローアップが必要だと考えておりますので、農業委員会としても一緒に取り組んでいきたいと考えております。

次に、23ページのローマ数字Ⅳ、遊休農地に関する評価です。年々増加の一途をたどる遊休農地ですが、それに対して対策を取っていかねばなりません。現状としては管内の農地面積968haの内、遊休農地面積が19haありまして、割合では1.96%となっています。解消に向けては、農地の利用状況調査や意向調査をしています。評価についてですが、令和2年度の解消目標は2haとしていましたところ、実績は0.0haであったため、達成状況は0%でした。3のところには活動内容の詳細を記載しております。4の目標及び活動に対する評価につきましては、利用意向調査を行い、目標達成に努めたが解消には繋がらなかった。今後も継続して解消に努めていきます。

次に、24ページ、ローマ数字Ⅴ、違反転用への適正な対応です。安芸市においては、違反転用の実績は0となっております。これについては、3番の活動計画・実績及び評価にありますように、8月から9月まで実施した農地利用状況調査等により、違反転用を早期に発見するということで活動しております。また、市の広報の8月号に転用の必要性についての記事を1回掲載しております。

次に、24ページ、ローマ数字Ⅵ、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1は農地法第3条の許可実績で昨年度の処理件数は31件、2は農地法第4条・5条の転用実績で、昨年度の処理件数は39件でした。

次に、25ページ、3は農地所有適格法人についてですが、毎年報告義務がありますので、その報告状況についてです。

安芸市では農地所有適格法人が4つあり、全て期間内に報告をいただいております。

4は情報の提供状況等について記載しています。賃借料情報の調査・提供につきましては、調査対象賃貸借件数は、614件となっております。農地の権利移動等の状況把握につきましては、調査対象権利移動等件数は183件となっております。また、農地台帳の整備につきましては、整備対象農地面積は1,384haとなっております。

次に、25ページのローマ数字Ⅶ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特にございませぬ。

ローマ数字Ⅷ、事務の実施状況の公表等です。議事録や今回のこの活動の点検・評価の公表については、市のホームページで公表しております。今回ご承認いただきましたら、また市のホームページで公表いたします。以上です。

議長

それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ採決をいたします。議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。議案書は26ページからになります。

まず、ローマ数字Ⅰ、農業委員会の状況につきましては、それぞれ記載要領に基づいて令和3年3月31日現在の農家数や耕地面積等を記載しております。

続きまして、次のページのローマ数字Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化についてです。農業従事者の減少等による遊休農地の増加や農地の分散等が農地の確保・有効利用を図るうえでの課題となっていることには変わりはないところです。集積率では市の基本構想の目標であります49%はすでに達成しておりまして、現在56.75%となっておりますが、遊休農地等の問題もあることから、令和3年度は集積面積については現状維持を目標としております。活動計画としましては、これまでどおり毎月、利用権設定期間満了が近い方に対してお知らせを送付するほか、農林課と連携して様々な機会を利用権設定の周知をしていきたいと考えております。

続きまして、下のローマ数字Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてです。農業従事者の高齢化や後継者不足により、地域農業の維持が困難になりつつあり、将来の担い手となる人材の確保・育成が重要な課題となっているという課題には変わりはありません。令和3年度は新規参入については5経営体を目標として取り組もうと農林課とも協議をしております。担い手支援協議会とも連携して、新規就農者の確保・支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、27ページ、ローマ数字Ⅳ、遊休農地に関する措置です。今年度の遊休農地の解消面積の目標は、2haとしております。前年度と同じように利用状況調査及び利用意向調査を実施し、解消に繋げていく計画にしております。

このため、次のローマ数字Ⅴ、違反転用への適正な対応につきましても、農地利用状況調査等により、違反転用がないようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

こちらにつきましても、ご承認いただきましたら、市のホームページ

ジで公表いたします。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

1 3 栗山委員 農地利用状況調査で農地として耕作できないところは、非農地にしてかまわないのか。

事務局（長野） そのとおりですが、前回の総会でも説明しましたように、どのような状態になっていけば非農地として判定するかという要綱等を決める必要があります。また、対象の農地につきましては、利用状況調査を行った結果、非農地と見られる土地であり、山林等に囲まれて非農地認定しても周辺に影響を与えないものがその対象になります。様々な事業を行うためには、正しい農地の面積を確定させることは大切になりますので、今年度中に非農地判定の要綱を定めたいと考えております。

1 1 西岡委員 農地面積を減らす場合、市が決めていくのか。個人の申請で行うのか。

事務局（長野） 個人からの申請が無くても、非農地判断をして、農地台帳から除きますが、登記上の地目変更については個人がする必要があります。

（他に発言等なし）

議長 他になければ採決をいたします。議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第10号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については原案どおり決定いたしました。以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は7月26日の月曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。いつもと日程が違いますので気を付けてください

3年に1回実施している県外への視察研修についてですが、現在の新型コロナウイルス感染症の終息が見えてこないため、来年度に延期することになりました。

事務局（弘井） 議案第10号にもありましたが、農地の利用状況調査をおこないますが、来月の定例会において、確認資料の配布とその説明を行いますので、ご協力ください。

事務局（長野） 利用状況調査と農地パトロールは同じものです

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。